

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町過疎地域持続的発展市町村計画(案)		
意見等募集期間	令和3年7月1日(木)から令和3年7月30日(金)		
意見等提出者数及び整理番号	2名 (NO.1-7 ~ NO.2-51)		
意見提出件数	58件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	P7(4).地域の持続的発展の基本方針	<p>基本方針の内容を、以下のようにしたらどうですか。</p> <p>本町において、これまでの過疎計画については、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することを理念とし、町民の「元気」に着目した町づくりをすすめて過疎地域脱却に向けて取り組んできましたが、今後更なる人口減少社会の到来によって、過疎地域、都市ともに、持続可能性の向上が課題となる。</p> <p>その際、過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流「SDGs」でしめされている、持続可能性、多様性、包摂性、全ての関係者の参画・社会・環境の統合性を重視する考え方を踏まえることが重要である。この考え方は、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化・地域のつながり、地域経済循環、都市との共生といった価値・役割との親和性が極めて高い。</p> <p>「SDGs」のDEVELOPMENTには「発展」「成長」の意味もある。過疎地域としては、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めていくという視点がより重要であることから、「開発」よりも「発展」という言葉がふさわしいと言えよう。</p> <p>これらのことから、新たな過疎対策においては、過疎地域の課題克服に向けた新たな潮流を踏まえた上で、これまでの過疎地域の自立促進という理念を尊重しつつも、過疎地域を持続的に発展させていくことという理念を新たに位置づけ「先進的な内発的発展」の構築を目指すこととする。</p> <p>(理由) 過疎地域の課題を克服して自立・持続可能にするためには、時代の新たな潮流を踏まえ将来を見据えた基本方針を出すべきと考えるため。</p>	<p>ご意見のとおり、総務省の過疎問題懇談会において公表された「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～」では、過疎地域の課題の克服に向けた新たな潮流の一つとして、「SDGsの理念の広がり」を掲げ、「SDGs(持続可能な開発目標)」による考え方から、これまでの過疎地域の自立促進という理念を尊重しつつも、過疎地域を持続的に発展させていくことという理念を新たに位置付け、「先進的な少数社会」の構築を目指すことも考えられるとしています。</p> <p>しかし、町計画の基本方針には、町の状況を踏まえ方向付けを行うものであることから、これまでの町の取組としては、町の最上位計画である総合振興計画に基づき、具体的な施策を進め、また、総合戦略に基づき人口減少対策に関する具体的な施策を進めてきています。</p> <p>そこで、この2つの計画による施策を引き続き進めるとともに、さらに、本計画に基づいて行う事業の財源として、過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針としたものでありますので、原文のとおりとします。</p>
1-2	P7(5).地域の持続的発展のための基本目標	<p>基本目標を、以下のようにしたらどうですか。</p> <p>(5)地域の持続的発展の基本目標</p> <p>ア. 地域資源と人材を生かした内発的発展 イ. 多様性を尊重した豊かな個性の伸長 ウ. 条件不利性の改善 エ. 住民の安心で豊かな暮らしの確保</p> <p>(理由) 地域が持っている潜在的な価値・役割を町全体で発展させ、豊かで持続可能なまちづくりをするため。</p>	<p>本計画では、「計画の達成状況の評価に関する事項」が、記載事項として追加されていることから、基本目標の効果検証がしやすい定量的目標としたものであります。</p> <p>また、過疎地域は、人口減少率が指定要件とされていることから、人口目標が必須であるため、人口に関する目標を設定したものでありますので、原文のとおりとします。</p>

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-3	P10 2.移住・定住・地域間交流の促進 (2)その対策 イ地域間交流について	イ 地域間交流の「・」の次に以下を追加する。 ・海外や他県の市町村との姉妹都市・友情都市を提携しその交流を推進します。 (理由) グローバル(※造語ですが)な視点を地域に促進するため。 意味は「ポストグローバル化時代の新たな潮流を反映させた地域」	地域間交流として群馬県嬭恋村と本町の児童たちによる自然体験交流事業を実施しており、今後は、特定分野での他地域との交流も検討してまいります。
1-4	P10 (2)その対策 ウ 人材育成	ウ 人材育成の文章の2番目の「・」の次に以下を追加する。 ・観光、移住・定住、空き店舗活用等分野別にコンセルジュを育成し、地域の活性化に人材の活用を図ります。 (理由) 地域の活性化には、多様な人材活用が不可欠だと考えるため。	計画には「若者がまちづくりを自分事として捉え、想いやアイデアを形にできる取り組みや、持続可能なまちづくりをけん引する人材(キーパーソン)の発掘・育成を推進します。」としており、ご意見にある分野別のコンセルジュの育成と同義であると考えていることから、原文のとおりとします。
1-5	P29 7.子育て環境の確保 (2).その対策	ア 子育て環境の確保の文章の最終の「・」の次に以下を追加する。 ・ファミリーサポートセンターの設置と運用の充実を図ります。 (理由) ・ファミリーサポートは、子育て世代のセーフティネットであると考えから。 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、在宅勤務が余儀なくれ、更には小学校、幼稚園の休業、保育園の登園自粛要請により、育児と勤務の両立が難しくなっているため。	ファミリー・サポート・センターと類似した事業で、利根町社会福祉協議会に委託している「在宅福祉サービス事業」の一つである「保育サービス」がありますが、現状は、このサービスが「ファミリー・サポート・センター事業」としての国の基準を満たすことが難しく、独立させることができないため現時点では原文のとおりとしますが、設置に向けて実施機関と協議していきます。
1-6	P33 8 医療の確保 (1)現況と問題点 (2)その対策	(1)現況と問題点 の文章の最終段落に以下を追加する。 一方で医療の進歩に伴い、在宅医療を望む等、需要の多様化も広がり、今後増々訪問医療が必要となってきます。 (2)その対策 の文章の最終の「・」の次に以下を追加する。 在宅医療の利用チームの構築等訪問医療体制の充実に努めます。 (理由) 高齢化に伴う医療体制と健康寿命及び平均寿命の延長とのバランスにおいて、将来的に避けて通れない課題であると考えから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追加いたします。 (1)現状と問題点 また、医療の進歩に伴い、在宅医療を望む等、需要も多様化しており、今後ますます訪問診療が必要となっていきます。 (2)その対策 ・取手市、守谷市と共に取手市医師会と協働で広域的に在宅医療・介護連携推進事業を実施し、また、国保診療所で行われている訪問診療により、今後も在宅医療と在宅介護の提供体制の充実を図ります。
1-7	P3・4の人口の推移と見通し P4 表1-1(2)人口の見通し P30 イ 高齢者の保健と福祉について	1.2020年の国勢調査分が間に合えば入れてほしい。 2.※で第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンが記載されているが、表1-1(2)の表の次に第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンのP26(1)の図表36と(2)の図表37を追加してもらえるとわかりやすくなるのでは。 3.文章中の7番目の「・自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。」とあるが、考え方は、必要なことで良いが、自助、互助、共助の具体的な施策を早めに町民に対して周知してほしい。	1.確定値は、11月に総務省より発表予定です。 2.ご意見を踏まえ、図表37「総人口の将来見通し」の折れ線グラフを追加いたします。 3.自助、互助、共助、公助の具体的な施策については、令和3年4月に各戸配布した、「利根町地域福祉計画概要版」において取組方針を示しております。
2-1	表紙・タイトル 「利根町…市町村計画」	タイトルが「利根町過疎地域持続的発展市町村計画」となっています。この計画の策定については、ひな型があつてそれに基づいていることを聞いています。でも、利根町の「過疎地域持続的発展計画」ですから、頭に「利根町」をつければ、「市町村」は必要ないと思います。	ご意見を踏まえ、「利根町過疎地域持続的発展市町村計画」を「利根町過疎地域持続的発展計画」に修正します。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-2	P1 最初のタイトル	前頁のタイトルと同様の理由で「市町村」は必要ないと思います。ひな型や「モデル」は文書を作成するときには参考になりますし、便利なものです。でも、それを参考にするにしても、あくまでも利根町の実情にあったものにするべきだと思います。	2-1と同様に修正します。
2-3	P1 1.基本的な事項 (1)利根町の概況 イ町における過疎の状況	1段目の上から3行目に「平成2年には20,511人と飛躍的に増加し」とあり、2段落目に「平成2年以降は、減少に転じ」とあります。この両者をあわせて考えると、利根町の人口のピークは「平成2年の20,511人」ということとなります。でも平成29年版(前計画)では、P3の1(1)のイで「平成5年には過去最高の人口の21,010人に達し」とあります。今回の計画の人口数は国勢調査の数字であり、前計画の21,010人は、住民基本台帳の数字をもとにしているのだろうと思います。ここに矛盾が生じるため「平成2年以降は」を書き換えて、「平成2年以降、3年ほどは微増をしましたが、すぐに減少に転じ」としたらどうでしょう。あるいは「人口数については、国勢調査の数のみを用いたことを明記することも手だと思います。	ご意見のとおり、旧計画では、国勢調査人口と住民基本台帳人口が混在しておりましたが、過疎地域の人口要件は、国勢調査に基づく人口減少率であることから、本計画では、「表1-1(1)人口の推移(国勢調査)」で、国勢調査人口による表を掲載しておりますので、この国勢調査人口の推移を説明したものでありますので、原文のとおりとします。
2-4	P1 1(1)イ4段落目 上から1行目から	「平成29年4月1日…などの施策に取り組んできました。」過疎指定から4年以上が経過し、「産業の振興や交通通信体系の整備、生活環境の整備など」の施策が取り組まれてきたのは理解します。ただ、過疎地域の自立促進のために役立った特筆すべきものはなかったのでしょうか。町民が「おおっ！」と驚くような施策はなかったのでしょうか。この4年を振り返りながら、イチオシのものを紹介してほしいのですが。	「イ町における過疎の状況」は、人口等の動向、これまでの過疎法に基づく対策等を記載するところであり、前計画である「利根町過疎地域自立促進計画」の主な対策を記載したものでありますので、原文のとおりとします。
2-5	P2 (2) 人口及び産業の推移と動向 ア人口の推移と今後の見通し3段落目、4段落目	年齢別の人口が書いてありますが、前回計画にはあった男女別の人口はなくなっています。できれば、今回も男女別の人口を前回計画と同じように入れていただければと思います。また、アの5段落目に「人口ビジョン」のことがあります。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあったような人口の推計のグラフを入れていただくとわかりやすいと思います。	本計画における人口推移等は、国勢調査人口を使用しており、住民基本台帳人口を使用していないため、原文のとおりとします。 人口ビジョンのグラフについては、P4に追加いたします。
2-6	P5 表1-2(1)利根町の財政状況	財政力指数について、平成22年度が0.50、平成27年度が0.43で平成29年4月に過疎地域に指定されるひとつの要因となったのですが、今後の財政力指数の改善についての見通しはどのようなのでしょうか？すでに令和2年度に策定した「行財政改革行動計画」が実施されているわけですが、町としての行財政改革の進捗状況も踏まえ、財政力指数の今後の見通しについて、書いていただきたい。	「表1-2(1)利根町の財政状況」の表は、現状を表しているものでありますので、財政力指数に限らず、歳入・歳出・その他の指標に関しても、今後の見通しを示すものではありませんので、原文のとおりとします。 【参考】 財政力要件の指標として財政力指数が用いられているのは、国は、過疎対策のために財政的支援を行う上で、財政力が相対的に弱い市町村を対象とすることが適当であることから、国が地方交付税を算定する際に使用する数値を使用して算定する財政力指数を、要件として用いられているものであります。
2-7	P6 表1-2(2)主要公共施設等の整備状況、1番上の「区分」	「区分」の1番上に「市町村道」とありますが、利根町にある道路は「町道」と「県道」だけだと記憶しています。ひな型に「市町村道」とあるのだと思いますが、利根町にはない「市道」「村道」も含めて、「市町村道」としなければならない理由を教えてください。	ご意見を踏まえ、「町道」に修正します。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-8	P7 (4)地域の持続的発展の基本方針	<p>基本方針として、「総合振興計画」から5つの「基本方針」を持ってきています。また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」から、6つの「基本目標」が出てきています。両者はこの「持続的発展計画」のなかで、どのような関係にあるのでしょうか。町の計画として、上位にある「総合振興計画」や他の「戦略」との整合を図るといのは大切なことかもしれません。でも整合を図ることばかりに気を取られてしまうと、思考の柔軟性を失うこともあります。過疎地域の計画はあくまでも、通常の行政の中ではイレギュラーなものであると思います。過疎地域の計画では、その地域、その時代に特化した基本方針、基本目標を設定してもいいと思います。もちろん、他の計画や戦略のエッセンスを取り入れながら、ということになりますが。とりあえずは、「基本方針」と「基本目標」は別項目にした方がいいと思います。</p>	<p>町の最上位計画に位置付けられた第5次利根町総合振興計画の6つの基本方針と、人口減少対策に特化した第2次利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標を記したものであります。</p> <p>この2つの計画による施策を引き続き進めるとともに、さらに、本計画に基づいて行う事業の財源として、過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針としたものでありますので、原文のとおりとします。</p>
2-9	P7 (5)地域の持続的発展のための基本目標	<p>「人口に関する目標」だけが挙げられていますが、地域の持続的発展のために必要なのは、人口だけでしょうか。そもそも(4)であげられている6つの基本目標とどういう関係になっているのでしょうか。ストーリーが全く見えません。(4)であげられる6つの基本目標と(5)の基本目標を合わせて(5)でわかりやすい基本目標を再構築すべきだと思います。</p>	<p>総合戦略は、6つの基本目標を掲げ、人口減少対策に関する具体的な施策を進めているものであります。また、過疎地域は、人口減少率が指定要件とされていることから、人口目標が必須であるため、人口に関する目標を設定したものでありますので、原文のとおりとします。</p>
2-10	P7 (5)の目標の数値	<p>人口として、全体人口、社会増減、出生数を目標するのもありなのかもしれませんが、若い夫と妻、その間に生まれた幼い子(とりあえず、ヤングファミリーとします)が利根町に移住してきてくれたら、とも思います。このようなヤングファミリーが年に3組でも来てくれたら、人口減に歯止めがかかるはずで。簡単なことではないことは承知の上です。町の体制そのものを変えていかなければなりません。役場の職員と町民が知恵を出し合い、考えていきましょう。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。</p>
2-11	P9 2(1)イ地域間交流	<p>地域間交流については、6つの大きなイベントが掲げられています。その中では、利根町在住の人たちの地域間交流が行われ、また町外から来てくれた人の交流も行われています。その重要性は、よく理解しています。ただ、イベントに頼るだけでは、地域間交流はなかなか広がっていかないと思います。半径5mの視野にはいるものは限られています。逆にグローバルな視点で物を考え、それで知れた知恵をローカルな場に生かしていく、ということも有益だと思います。広い視野で地域交流を考えることはどうでしょうか。東京都の奥多摩町との地域間交流も考えられないでしょうか。</p>	<p>地域間交流として群馬県嬭恋村と本町の児童たちによる自然体験交流事業を実施しており、今後は、特定分野での他地域との交流も検討してまいります。</p>
2-12	P9 2(1)ウ人材育成	<p>次世代を担う若者たちの声を聞いてこなかったと思います。どういう場を設定すれば彼らの生の声を聞くことができるのか、特別な場を設定しなくても、あらゆる場で声を聞くことができるのか、根本的なこととして考えてみなければならないと思います。子供たちは、自分の未来をどう思い描いているのか、どのような未来の利根町を望むのか、試行錯誤を繰り返しながら利根町独自の手法を考えていかなければならないと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、町としても課題として捉えているところであり、地域の活性化やまちづくりに繋がる取り組みを進めていきます。</p>
2-13	P10 (2)その対策 ア移住・定住	<p>移住・定住を促進するにあたり、利根町の「居心地」の良さを実際に感じてもらうための施策を打ち出してはどうでしょうか。3連休などを活用し、ヤングファミリーを招いて、3日間のお試し移住をしてもらうのです。そのためにも、町内にゲストハウスが必要です。ゲストハウスの設置については、法的な問題もあります。いろいろな視点からアプローチを試み、調査・研究を行う必要があります。国の補助の中で、利根町でも活用できるものはないか、あるような気もするのですが。</p>	<p>ゲストハウスをはじめとした宿泊施設については、宿泊施設として活用できる地域は一部ございますが、都市計画法による規制や旅館業法に則った営業許可等、様々な法令による基準を満たす必要があり、それを町で新規に整備することは難しいと考えます。しかし、移住体験については、本町の魅力を肌で感じてもらうための施策として有効と考えることから、移住定住促進事業の一つとして検討してまいります。</p>
2-14	P10 (2)その対策 イ地域間交流	<p>イベントの開催による地域間交流だけでなく、普段から「友情交流」をしていくこともできると思います。水害の時に利根町民の避難を受け入れてくれる牛久市とは「友情交流」をしていけるように思います。お互いの行き来や、小学校、中学校間のオンラインを通しての交流など様々な手法が考えられます。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。</p>

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-15	P10 (2)その対策 ウ人材育成	過疎地域の持続的発展のためには、「内発的発展」が重要なキーワードになると思います。利根町のなかのそれぞれの地域には、宝が埋もれているかもしれません。その宝をいかし、産業を興していくことも考えられます。そうした宝を私たちは見つけられずにここまで来たのかもしれません。多様な感性で利根町を見つめなおし、再発見していくことが求められます。「未来ラボ」はそうしたことをめざす取り組みとなるはずで、「利根町愛」は必要ない、という人もいたことを聞きましたが、やっぱり愛はあった方がいいと思います。利根町に愛すべき点はあるのか、いろんな人の意見を聞きたいと思います。キーパーソンを育てるといっても、なかなか難しいと思います。どういう取り組みの中で「利根町愛」が覚醒するのか難しいですね。すぐには無理かもしれませんが、ビジネスに結びつくようなものにインキュベーションの取り組みがなると思います。	貴重なご意見ありがとうございました。 キーパーソンの育成については、未来ラボに限らず、日頃より町のイベント等へ自主的に参加・協力してくださる方々は、その全員がキーパーソンになり得る人材と考えています。そのため、町では、こうした方々を一人でも多く増やし、一過性ではなく持続的に町との関わりが持てる取り組みを推進していく必要があると考えています。とねまち未来ラボの活動もそのような場となるよう推進してまいります。
2-16	P11【数値目標】の一番下	数値目標として、とねまち若者会議の登録メンバー、とありますが、登録メンバーというのは「座学」のほうではなく、「実践」のほう(49歳以下)のことでしょうか。もし、そうなら「人数」ではなく、実際に施策に結び付くような「提案」をいくつあげられるかを数値目標としてあげるのはいかがでしょうか。	数値目標の設定については、ご意見にあるとおり「施策に結び付くような提案の数」とする考えもございましたが、若者会議「とねまち未来ラボ」発足の主旨のひとつとして、「若者たちに町の課題や地域・商店街の活性化についてを自分事として捉え、ともに考え、ともに学び、ともに行動してほしい」との思いがございます。そのため、「未来ラボ」が、一人でも多くの若者たちが参加できる活動の場となるのが先決と考え、「登録メンバー数」を数値目標として設定いたしました。
2-17	P11 (3)計画の表	「移住・定住」の事業内容として、「利根町welcomeプロジェクト」とありますが、どのようなものなのでしょうか。このプロジェクトの中に「利根町welcomeコンシェルジュ」の人材育成をいれてはどうでしょうか。町外から来た人に利根町の楽しみ方を伝えるのです。	利根町welcomeプロジェクトの主な施策としては、移住定住PR動画制作及びそれを活用したプロモーション、コワーキングスペースの整備、移住体験ツアーの企画となっております。ご意見の、町外から来た人に対する利根町の楽しみ方については、移住定住PR動画を活用したプロモーションの中で、伝えていきたいと考えています。
2-18	P12 3産業の振興 (1)現状と問題点 ウ企業誘致、企業の促進	企業立地のために農地以外の土地を大規模に確保するのは非常に難しいと思います。現に今使えるものを使ってしか持続的発展の道はないと思います。たとえば、手入れができないままに放置されている竹林。そこには、採られずに伸びすぎたタケノコ(若竹)があります。その若竹を塩づけにし、国産の「メンマ」をつくるプロジェクトが全国で進んでいます。こうした見向きもされなくなった「宝」を本来の宝に仕上げる取り組みってないでしょうか。	ご指摘のとおり、農地以外の土地を企業立地のために大規模に確保するのは難しい状況にあります。ご提案は、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2-19	P13 (2)その対策 ア農業	農業者の高齢化が目立つ状況です。新規農業者が毎年増えていくことは難しいと思います。町としては、様々な農業のあり方について、情報提供をおこない、県や国へつなぐ役割を担ってほしいと思います。	国、県、JA、土地改良区等と連携しながら、新たな担い手の育成、確保を進めております。
2-20	P14 ウの下	「利根町創業支援事業計画」について、もう少し詳しくご説明願います。制度としてあっても、周知されなかったり、その利点などが理解されていないように思います。	「利根町創業支援事業計画」については、令和3年4月1日～令和5年3月31日を計画期間として策定されたもので、現在町が進めている「まちなか・商店街活性化事業」の推進に伴い、本町での起業・創業を目指す方への包括的な創業支援を実施するための相談体制の強化やインキュベーション施設の整備、創業塾の開催等を視野に入れた内容となっているもので、利根町商工会や地元金融機関、外部専門家等との連携を図りながら実施していくものです。計画内容については、今後、町公式ホームページ等で周知を図ってまいります。
2-21	P14 オ観光・レクリエーション	世の中に情報はあふれかえっています。その中で「目を引く」「おっ！」と思わせる情報というのは難題ではあります。なんとか「柳田國男記念公苑」をゲストハウス化できないでしょうか。社会教育施設からの転換が必要とは思いますが。ゲストハウスを拠点に3日間、利根町を味わいつくす「お試し移住」が実現できたら、と思います。また、古くからあるお寺で合宿を行う(書道、写経体験など)のもいいと思います。布川の徳満寺や立木の円明寺など、いいお寺が利根町には多くあります。利根町に生まれ育った者には、発見しえない「宝」があるはずで、「利根町の魅力見つけ隊」をつくり、利根町について再認識する必要があります。	「柳田國男記念公苑」につきましては、都市計画法等によりゲストハウスとしての使用はできませんが、様々な規制の中、宿泊施設として活用できる地域も一部ございますので、他の自治体での事例やターゲットを見極め、アフターコロナのインバウンド需要等も見据えた、滞在型観光にも対応できる環境の整備を検討してまいります。 また、本町には歴史ある神社仏閣をはじめ、多くの貴重な文化財等が存在していますが、町民の中にもその存在を知らない方々が多くいます。現在、町ではこうした地域資源の保存、伝承、活用を目的に、「利根町地域資源登録事業」を実施し、町の「宝」となる地域資源や観光資源等の洗い出しを行い、データベース化し、利根町シティプロモーション専用サイト「SMILE TONE」へ掲載し、町内外へ向けた周知を行っています。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-22	P15【数値目標】	6次産業化できる作物の選定・普及がカギとなると思います。酒米の作付けも、その一つとなると思います。専門家の意見も聞かなければなりません、利根町の土壌でもよく育つ作物を見つけなければなりません。漢方薬に使われる薬草などはどうなのでしょう。	貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。
2-23	P17 4地域における情報化(2)その対策	「地域における情報化」となっていますから、行政から町民への情報の伝達だけでなく、町民から行政へ、あるいは町民同士の情報のやり取りについて、双方化していく必要があると思います。現状での「情報格差」は、即、命の危険に結びつくように思います。「情報格差」は「自己責任」になってしまっていると思います。その格差を埋めるための手立てを考えていく必要があります。	情報化の推進に当たっては、個々の事情に係わらず、すべての町民にその恩恵がいきわたる環境づくりが必要であると考えております。そのため、今後地域住民に対するデジタル活用支援のための施策の実施など、利用者に優しいデジタル行政サービスの実現を目指してまいります。
2-24	P17【数値目標】	現在、オープンデータの公開件数は3件、とありますが、それは何ですか。また、その件数を14件にすると目標がありますが、どのような分野のデータをオープンデータとするのかわかっている範囲で教えてください。	現在のオープンデータで公開しているものは、「指定緊急避難場所一覧」、「地域・年齢別人口」、「利根町指定文化財一覧」の3つとなっております。 次に、オープンデータ公開件数の目標値14件についてですが、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国及び地方公共団体は「オープンデータ」に取り組むことが義務付けられ、本町においても、国の示す「推奨データセット(基本編)」14件の公開を目標としております。 「推奨データセット(基本編)」14件の内容につきましては、下記のとおりとなります。 1.AED設置個所一覧 2.介護サービス事業所一覧 3.医療機関一覧 4.文化財一覧 5.観光施設一覧 6.イベント一覧 7.公衆無線LANアクセスポイント一覧 8.公衆トイレ一覧 9.消防水利施設一覧 10.指定緊急避難場所一覧 11.地域・年齢別人口 12.公共施設一覧 13.子育て施設一覧 14.オープンデータ一覧
2-25	P20 (2)その対策 イ交通	上から4番目の「・」に「地域公共交通会議を開催し、……町の公共交通の方向性について検討」ということが書かれていますが、19Pの「イ交通」の最後に書かれている「総合的な公共交通施策」となるのでしょうか。そして、広域の公共交通計画との関係は、どう理解すればいいのでしょうか。	「地域公共交通会議」は、有識者等専門家の意見を伺いながら、委員と共に町の公共交通の方向性について検討し「総合的な公共交通施策」を実施するため開催しています。
2-26	P20 (3)計画	利根町には「市道」も「村道」もありません。事業計画の表には、事業名として、「(1)市町村道」とあります。「市町村道」というくりにしなければならない理由を素人にもわかりやすく教えてください。	2-7と同様に修正します。
2-27	P26 オ公園	利根親水公園に「テーブルセットを備えた休憩スペースを整備」するのは大賛成です。ありがとうございます。親水公園は、町民憩いの場であり、町外からも多くの人が古代ハスを目当てに来てくれます。いっそう多くの人が集える場であることを期待します。	貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。
2-28	P27 表の5の(5)	「消防水利設置事業」とありますが、旧「自立促進計画」には、「防火水槽」が入っていました。今回の計画の「消防水利設置」と「防火水槽」は全く別の物なのでしょうか。	防火水槽は、消防水利に含まれます。
2-29	P28 7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	タイトルの中にある「等」のなかに「障がい者」が含まれるということだと思いますが、「障がい者」が「等」でくられてしまうのは、なんとなく違和感があります。高齢の障がい者もいますが、若年の障がい者もいます。「障がい」についてもさまざまです。「等」でひとくりにせずに「高齢者や障がい者等」にできないものなのでしょうか。たぶん、ひな型が「高齢者等」になっているのだとは思いますが。	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項第4号の規定を、引用しておりますので、原文のとおりとします。
2-30	P28 (1)現況と問題点 イ高齢者の保健と福祉	「地域包括ケアシステム」の重要性について、書かれていることは、大いに賛成できます。それとともに、この章では、「地域共生社会の実現をめざす」という理念を入れていただけないでしょうか。	「地域共生社会の実現をめざす」ことは、これからの高齢者福祉施策においてとても重要であると認識しております。 (2)のその対策では、現状の課題に対して取り組んでいく高齢者福祉施策について示しておりますので、原文のとおりとします。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-31	P28 ウ障がい者の保健と福祉	「本町における障害者手帳の交付は815人、自立支援医療(精神通院)受給者数は333人」とあり、「今後も増加傾向」とありますが、増加傾向は、「障害者手帳」の交付、自立支援医療の両方ということでしょうか。自立支援医療の受給とその人の「障害者手帳」の取得は連動しているのでしょうか。自立支援医療は受給しているが「障害者手帳」は取得しない場合も考えられます。	ご意見を踏まえ、「今後も増加傾向にあります」を「人口に占める割合は増加傾向が続いています」に修正します。また、自立支援医療を受給しているが、障害者手帳を取得しない方もいます。
2-32	P28 ウ障がい者の保健と福祉	「障害者総合支援法」の適切な運用が求められていることが書かれていますが、現状では、障がい者の社会参加と雇用の確保が十分ではないように思います。両者をさらに充実させていくための施策が必要であると思います。	利根町障害福祉計画に基づいて、地域共生社会を進める上でも更なる社会参加支援や就労支援の充実を図ってまいります。
2-33	P29 (2)その対策 ア子育て環境の確保	「子ども子育て支援計画」の策定の時にも話題にのびりましたが、「ファミリーサポートセンター」について明記すべきだと思います。「お迎え」だけのファミリーサポートセンターというのはいやっぱ変ですよ。一時的に小さな子ども預かってくれる、というファミリーサポートセンターにできればいいと思います。	1-5と同じ考え方となります。
2-34	P30 イ高齢者の保健と福祉	11番目の「・」に「住民交流通いの場」がありますが、どのようなことを行っているのでしょうか。教えてください。	体操、レクリエーション、茶話会、歌唱等の認知症予防や介護予防活動を行っています。
2-35	P31 【数値目標】	「高齢者の移動販売車利用」が数値目標として挙がっていますが、移動販売の利用者はすべて高齢者なのでしょうか。利用者が高齢者であることは何を目印に数えているのでしょうか。また、「フリフリグッパ」「シルバーリハビリ体操」の参加者が数値目標として挙げられていますが、その他にもグラウンドゴルフなどもプレー中にかなり歩きますので、目標の数値となるのではないのでしょうか。	移動販売の利用者に制限はありませんが、主たる対象者は高齢や障がい等により買い物弱者とされる方々となります。この事業は、高齢者等の買い物弱者を対象としているため、利用者は高齢者と想定して数値目標としております。 また、数値目標は、町が実施する事業の結果・成果を数値として設定し、効果検証を実施するものであります。グラウンドゴルフは、町が実施する事業ではないため、数値目標を設定することはできません。
2-36	P31 【数値目標】の一番下	乳がんの受診率「0.9%」という数字の低さに驚きました。なんとか早急に15.0%を達成してください。	乳がん検診及び大腸がん検診の実績値及び目標値に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。 大腸がん受診率 実績値12.7%、目標値15.0% 乳がん受診率 実績値11.0% 目標値17.0% とし、普及啓発を行ってまいります。
2-37	P33 8 医療の確保 (1)現況と問題点	国保診療所が訪問診療に取り組んでいらっしゃることを聞いています。高齢化が進む町では、とても大切なものです。訪問診療の取り組みについて、ここで明記してもいいように思います。	ご意見を踏まえ、国保診療所で行われている訪問診療を(2)その対策の中に1-6と同様に明記します。
2-38	P35 9教育の振興 (1)ア学校教育の充実	「グローバル社会で活躍できる人材の育成を行っていく必要があります」と明記されています。そのために、学校教育あるいは社会教育の中で、グローバルな視点で物を考えられるようなプログラムが用意されていなければなりません。利根町が過疎指定された平成29年段階で、学校教育の中で、「グローバル」という考え方が広まりつつありました。「グローバル」というのは「グローバル」と「ローカル」を合わせた造語で、日本発のものです。 今年度「教育大綱」が改訂され、その中でSDGsのアイコンが取り入れられました。このことは、すでに利根町が「グローバル」の入り口に立っているということだと思います。このグローバルという考え方は、教育や子育て(子どもにやさしいまちづくり)、企業経営の中で広く取り入れられていくと思います。「グローバル」は教育現場でも、まちづくりの場においても有効な考え方となるはずです。	町内の小中学校では、グローバル社会に対応できる教育の推進に向け、教育課程特例校制度を活用した小学校1年生から英語教育の実施、9年間を見通した英語教育の実施、各小中学校にALTを1名ずつ配置による指導により、英語に関する児童生徒の資質・能力の向上を目指すとともに、国際理解教育の充実を進めています。 グローバル社会への対応には、グローバルな視点をもつ児童生徒を育成が重要ですが、その基盤には、自分たちの住んでいる町や地域の理解が必要であると考えています。グローバルの考え方と共通点が多いと考えています。 今後も、グローバルの視点を取り入れ、各学校の実態に合わせた体験活動や交流活動等を計画的に実施し、これからの時代を生きる児童生徒の力を育んでいきます。
2-39	P36 (2)その対策	前計画ではあった「就園就学支援」がないようですが、別の形で手当てされているのでしょうか。	就園支援については、幼稚園就園奨励費補助金の制度が令和元年9月をもって廃止となり、10月より幼児教育・保育の無償化制度へ移行しております。 また、就学支援については、学校基本法第19条の規定において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を実施しております。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-40	P36 (2)その対策 ア学校教育の充実 ○豊かな心を育む教育の推進	上から4番目の「・」に『考え、議論する』道徳の時間の在り方を追求」とありますが、具体的には、どのような道徳の時間を想定しているのでしょうか。	<p>各小中学校の道徳の時間の取組としては、児童生徒が自分自身の生き方を見つめていくことを大切にしています。読み物教材の登場人物への自我関与が中心の授業では、その授業の導入で、普段の自分の考えや言動について振り返り、自分の生き方について課題意識をもつ。その上で、教材に出会い、教材の登場人物の生き方について疑問を感じたり共感したりしながら、みんなでよりよい生き方について話し合い、自分の思いを語り、自分の生き方についての課題の答えを探していくなどの学習をしています。</p> <p>また、問題解決的な学習の取組も行っています。道徳的な問題を多角的に考え、児童生徒が出会うであろう様々な問題や課題に対して、主体的に対処する力を育むこと、他者と協働しながら問題解決する中で、新たな価値や考えを発見したり、創造したりすることができるようにすることを目指しています。</p> <p>さらに、道徳に関する体験的な学習を積極的に取り入れたり、保護者等に道徳の授業を公開したりしています。</p> <p>各小中学校において、道徳教育に関する実践を積み上げ、学校と教育委員会が連携をとって、より質の高い多様な指導方法を追究し、利根町の児童生徒一人一人の豊かな心の育成を図っていきたくと考えております。</p>
2-41	P36 (2)その対策 ○人権教育・啓発の推進	この「人権教育・啓発の推進」は、広く町民の一般に対するものなのでしょうか。それだけでなく、学校教育のなかでも、きちんと児童・生徒・町民に対して、自分事として考えられるような人権教育・啓発が行われてほしいと思います。振り返れば、20世紀末、「21世紀は人権の世紀」と言われ、20世紀の最後の年、2000年には、「人権教育・啓発推進法」が制定されます。今回のオリンピック組織委員会での人事のごたごたをみるにつけ、この国がいかにか人権を軽視してきたのかを思い知らされました。「人権の世紀」を生き、グローバルな活躍を期待される子どもたちには、人権について、他人事ではなく、自分事として考えられる人権感覚を育んでほしいと思います。	<p>本町では人権教育推進のため、毎年、利根町人権教育推進計画を作成しています。2021年度の目標は、「人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のないよりよい人間関係の確立を目指す能力や態度を育成する。」です。</p> <p>この目標に向け、学校教育においては、教育活動全体を通して互いの人権を尊重し合い明るい社会を築いていこうとする児童生徒の育成を目指しています。具体的には、人権教育の理念に立った生徒指導・学級経営の充実、学校生活全体における人権が尊重される環境づくり、様々な人権課題を正しく理解する教育活動の実施等の取組から、人権教育の推進を図っています。また、目標を実現するための教職員の研修の充実を図っています。</p> <p>社会教育においては、関係機関との緊密な連携を図りながら、町人権教育体制の整備と活動の充実を図っています。具体的には、生涯学習施設での活動(各種講座、子育て・仲間づくりセミナー等)を通して人権教育を推進しています。</p>
2-42	P37 イ生涯学習の充実	「生涯学習の各時期に求められる学習活動」は、様々な「学びの場」が設けられなければならないと思います。「協働のまちづくり」という観点からは「地域課題を解決するための学びの場」でもあります。「持続的発展」を目指すならば、「地域課題の解決」ということが重要なキーワードになると思います。	ご意見を踏まえ、今後は、新たな分野でのテーマを検討していきたいと考えております。
2-43	P37 ウ社会教育施設等の整備	歴史民俗資料館には様々な「文化財」があると思います。ただ、それが外部から簡単にアクセスできないのが残念です。「奈良文化財研究所」のホームページで同研究所のデータの中に利根町の物があるか調べてみると、茨城県44市町村のうち41市町村から発行されているデータがありました。利根町のデータはありませんでした。	歴史民俗資料館にある文化財や古文書のデジタル化を順次進め、整いましたら町公式ホームページ等で公表したいと考えております。
2-44	P37【数値目標】	図書館の数値目標ですが、図書館の機能として、本の貸し出し以外にも、「知の拠点」として、様々なニーズにこたえて、本を探してくれたり、アドバイスをしてくれたりするレファレンス機能もあります。こうした図書館の機能こそ、「持続的発展」に資するように思います。質問という形のニーズに対する充足率を数値化できないでしょうか。	レファレンスについては明確な規定がないため、件数の集計及び内容の記録はしておらず数値化することはできません。よって数値目標は原案のとおりとします。
2-45	P43 10集落の整備 (1)現況と問題点	ここでいう「集落」は個々の建物ではないと思います。個々の建物(家屋)の集合体としか考えなければ、空き家の問題しか出てこないでしょう。でも、「集落」を人が集まって日々の暮らしをお互いに助け合いながら送っているところと考えれば、「ああ、地域コミュニティのことなんだな」という考えにたどりつきます。先に述べた「内発的発展論」と「持続的発展」を融合させて考えれば、「地域コミュニティ」の活性化あるいは新しい地域コミュニティの創造が重要になってきます。未来ラボの取り組みは、まさに地域コミュニティの活性化につながっていきます。	集落の整備は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第4条第6号の規定を踏まえ、基幹集落の整備・適正規模集落の育成等を記載するところですが、本町では、集落で問題となっている空き家問題の現況と問題及びその対策を記載しています。

NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する実施機関の考え方 提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
2-46	43ページ【数値目標】	「空き家の適正管理」は「生活環境」の問題だと思います。集落の整備の数値目標としては、地域活性化を示すものを目標としてかかげたほうがいいと思います。地域のお祭りや地域の協働のとりくみなど、はどうでしょうか。	2-45と同じ考え方となりますので、原文のとおりとします。
2-47	44ページ 11地域の文化の振興等 (1)現況と問題点 ア芸術文化の振興等	文化芸術の振興は、その担い手たる人材の育成が必要です。また、人材の発掘も重要です。文化芸術を支えるのは人です。人材の発掘・育成は欠くべからざるものです。	貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。
2-48	44ページ ア「文化センターコンサート」	文化センターのコンサートだけでなく、親水公園で屋外音楽フェスを開催してはどうでしょうか。「親水公園フェス」として有名になり、近隣の市町村から腕に自慢のアマチュアバンドが集まったら楽しいと思います。	貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。
2-49	44ページ (2)その対策 イ資料館等の施設の整備	資料館にはどんな文化財、資料があるのか、オンラインで即座に調べられるよう、なんとか手を打ってください。町公式ホームページなどによる周知では不十分です。資料館が十分に活用、持続的発展に資するとは言いえない状態です。	歴史民俗資料館にある文化財や古文書のデジタル化を順次進め、整いましたら町公式ホームページ等で公表したいと考えております。
2-50	46ページ 2再生可能エネルギーの利用促進 (1)現況 (2)対策	災害等も含めた地域エネルギーを考えなければならないと思います。理想ではありますが、「エネルギーの地産地消」に資するものになっているかを、総合的に見ていく必要があるかと思います。今のところ、町としては「太陽光エネルギー」が第一選択肢になっていますが、太陽光パネルの処分の問題から、太陽光パネルの設置について制限を設ける条例をつくっている自治体もあるようです。第二、第三の選択肢も考えなければならないと思います。たとえば、木質チップのバイオ発電など、利用できるものについて、調査・研究しておく必要があります。	貴重なご意見として、今後の事業を実施する上での参考とさせていただきます。
2-51	47ページ (2)その対策 ア元気プロジェクト	若者たちだけでなく、すべての世代にわたってシビックプライドを持てるような「元気プロジェクト」であってほしいと思います。当然、町職員のスタッフプライドを高めていくことも忘れてはなりません。	貴重なご意見ありがとうございました。今後も、利根町元気プロジェクトでは、子供や若者たちが、ワークショップ等への参加を通して町への誇りや愛着心、シビックプライドを深めてもらえるような取り組みを推進してまいります。